

フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響

— 自律性拡大と評価制度整備に向けて —

大場 淳*

本稿は、2006 年 1 月から全面施行された予算組織法(LOLF)の高等教育行政における適用状況を概観し、同法がもたらすとされる大学の自律性拡大と評価の充実を検討し、更に今後大学で起こるであろう変化について考察するものである。

I 予算組織法(LOLF)について

1. 予算組織法(LOLF)の概要¹

(1) 予算組織法(LOLF)の制定

予算組織法(loi organique n°2001-692 du 1^{er} août 2001 relative aux lois de finances : LOLF)（以下「LOLF」と言う。）は、2001 年 8 月 1 日に制定された国家予算の編成や執行の基本に関する組織法律(loi organique)²である。LOLF は、2002 年から 2005 年までの準備期間を経て、2006 年予算（同年 1 月 1 日開始）から全面施行された。LOLF による財政改革の目的は以下とされる（AMUE, 2005）。

1. 国会に予算の監督権を再び与えること。
2. 予算の用途をより明瞭にすること。
3. 手段の文化(culture de moyens)を結果と業績の文化(culture de résultats et de performance)に置き換え、それぞれの活動の担当者が業績について責任を負うこと。

LOLF による国家予算は、予算の用途や使用目的等が明確になるよう、大枠となる国の政策領域にかかる歳出項目(mission)毎に提示され（2006 年現在 34）、それぞれに省庁別の事業区分(programme)（同 134）、更にそれを実践するための活動事項(action)が設定される。これまでの予算案は行政組織別及び予算性格別に国会に提出されていたが、LOLF 施行以降は予算によって実現される政策目的が明確な形で示されることとなった。

国会の予算案審議では、従来は実質的に新規事業しか対象とならなかったが、LOLF 施行後は「予算要求は最初の 1 ユーロから正当化を要する」と言われるように全事業が対象とされ、中でも事業の目的と費用対効果、効率性について重点的に審議が行われる。予算執行後、政府は業績指標に基づいて活動結果を国会に報告しなければならない。

(2) 予算管理～包括的予算配分と事後評価

LOLF によってもたらされる重要改革の一つは、設定された目標の達成結果を重視する予算管理である。各事業区分予算は包括的に配分され、その責任者には事業目的を効率的に達成するために執行にかかる広範な裁量を与えられる³。また、個々の事業の予算単位毎に責任者が設定され、事業区

* 広島大学高等教育研究開発センター助教授

分責任者との協議に基づいて、それぞれの現場の特性に応じた予算活用が期待されている。

国は事業区分の目的(objectifs)及び成果目標(cibles de résultats)を定め、それに基づいて業績評価が実施される。当該評価は、①社会経済的効果(efficacité socio-économique)、②業務の質(qualité du service rendu)、③管理効率(efficacité de la gestion)の三つの側面から行われる。各事業区分責任者は、事業内容、必要経費、活動目的等とともに業績を測る指標を設定し、それらを取りまとめて「年次成果計画(projet annuel de performances : PAP)」を作成する(表 1)。PAP は毎年の予算法案本文に附属書として添付され、国会の承認を得なければならない。また、年度終了後、業績評価を含む「年次成果報告(rapport annuel de performances : RAP)」を所管省を通じて国会へ提出する。

表 1 年次成果計画(PAP)に含まれる項目

- 活動事項、必要経費、追求される目的、今後数年にもたらされることが期待される成果。当該成果は明確な指標で測られなければならない、指標の選択は正当でなければならない。
- 税支出の評価。
- 前年の実際の支出及び当年の予算法で認められた予算額（前年からの繰越予算がある場合はそれを加えた予算額）。増額がある場合はその説明。今後の増額の見通し。
- 予算執行の認可にかかる支払い経費期日一覧。
- 国の予算で賄われる雇用の種別並びに職団(corps)⁴又は職種別又は契約の種類別の配分予測。増員がある場合はその説明。

出典：DES（2005：204）

他方、LOLF は予算執行の効果とともに効率を重視している。「効率」と訳される仏語の"efficience"は英語の"efficiency"から作られた単語で、効果(efficacité)とは必ずしも明瞭には区別されてこなかった概念である⁵。

図 1 に示されるように、効果が目的と結果を対比することによって測られるのに対して、効率は目的に照らして予算や人員といった手段（資源）が結果を得るのに有効に

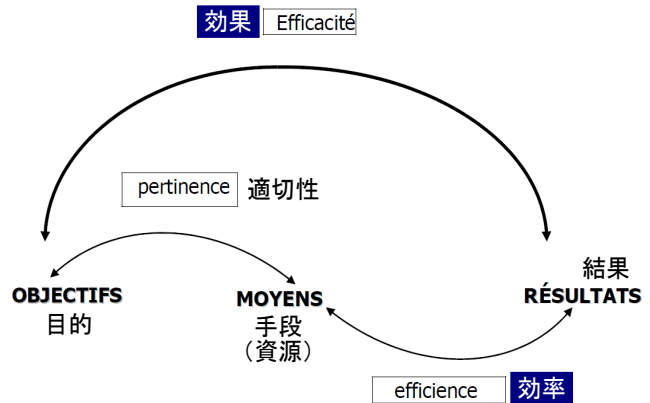


図 1 LOLF における効果と効率

用いられたかを測る尺度である（DES, 出典：DES（2005：199）の図を基に作成

2005：198）。効率の重視は大学を始めとする公的機関にこれまでとは異なる文化をもたらし、合理化を促すとともに、資源の有効活用を目的とする経営機能の高度化を求めるものである。

2. 高等教育における予算組織法(LOLF)適用

(1) 予算組織法(LOLF)に基づく国民教育省予算

国民教育省⁶が関係する 2006 年の歳出項目は「学校教育(enseignement scolaire)」と「研究と高等教

育(recherche et enseignement supérieur)」の二つで、前者 6 事業区分のうちの五つと後者 13 事業区分のうちの六つの計 11 事業区分が同省の所管である（表 2）。このうち、大学⁷に直接に関係があるのは後者に含まれる「高等教育と大学研究(formations supérieures et recherche universitaire⁸)」（2006 年予算 92 億ユーロ）と「学生生活(vie étudiante)」⁹（同 17 億ユーロ）の 2 事業区分であり、いずれも執行責任者は高等教育局長である。両事業区分には表 3 の活動事項が含まれている。

表 2 国民教育省が担当する歳出項目と事業区分（2006 年）

歳出項目	学校教育	研究と高等教育
事業区分 (予算：億ユーロ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立初等教育 (147) ● 公立中等教育 (249) ● 児童生徒生活 (奨学金, 学校保健等) (65) ● 私立初等中等教育 (69) ● 国民教育政策支援 (20) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等教育及び大学研究 (92) ● 学生生活 (17) ● 複合領域科学技術研究 (37) ● 研究の方針策定と運営 (6) ● 環境・資源管理領域の研究 (11) ● 宇宙研究 (複合研究を除く) (12)

出典：www.education.gouv.fr/dossier/lolf/（平成 18 年 5 月参照）

表 3 事業区分「高等教育及び大学研究」と事業区分「学生生活」の活動事項

事業区分	活動事項
高等教育及び大学研究	<ol style="list-style-type: none"> 1. バカロレアから学士までの初期・継続教育 2. 修士段階の初期・継続教育 3. 博士段階の初期・継続教育 4. 私立教育機関 5. 図書館及び資料収集 6. 生命科学, 生物, 保健に関する大学研究 7. 数学, 情報通信科学技術, ミクロ・ナノ技術に関する大学研究 8. 物理, 化学, 工学に関する大学研究 9. 核物理, 高エネルギーに関する大学研究 10. 地学, 宇宙, 環境に関する大学研究 11. 人文社会科学に関する大学研究 12. 学際的・領域横断的な大学研究 13. 知識の普及及び博物館 14. 不動産 15. 事業の管理と支援 16. 国立高等教育機関への包括的予算配分
学生生活	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直接援助 2. 間接援助 3. 医療的及び社会教育的援助 4. 事業の管理運営

出典：IGAENR (2006 : 38)

(2) 目標と評価指標

前述の通り、各省は事業区分の年次成果計画(PAP)を策定し、当該事業区分の目標や評価指標を明確にした上で国会へ提出する。国民教育省が所管する事業区分「高等教育及び大学研究」の目標は、教育研究活動の卓越性と国際的に高い水準の維持とされ、教育領域及び研究領域別に下記の目標が設定されている。そして、これらの領域別目標の下で個別目標が指標とともに設定されている（表 4）。

【教育領域の目標】

- 生涯学習の概念の下で、社会が必要とする能力と資質を提供するような教育活動の実施。
- 国際的競争環境の文脈における学術文化の地位と威光を確かなものとする。
- 特に、学士課程での落第減少による高等教育制度の能率改善、教育研究の資料的資源の利用改善、明瞭で信頼性のある評価に基づく教育の質保証の実現。

【研究領域の目標】

- 大学研究の科学的卓越性と高い国際的水準。
- 経済社会的影響の拡大。
- 魅力の向上。
- 学術の成果と生産物にかかる普及・活用能力の開発。

表 4 事業区分「高等教育及び大学研究」の目標と指標

目標番号	目標と指標	関係活動事項
1	高い能力と資質を求める需要への対応 指標1 世代における高等教育学位取得者の比率 指標2 初期教育修了3年後の若年学位取得者の就職率	1-3
2	全ての教育段階での学習成功率改善 指標1 自己評価又は質保証の仕組みを有している機関の比率 指標2 新規の技術・職業バカロレア取得者が短期職業教育（STS 及び IUT ¹⁰ ）に占める比率 指標3 中退者の比率 指標4 3年で学士を修得する者の比率	1-3
3	教育の体系的提供 指標1 1,000人以下の学生しか受け入れないキャンパスの比率 指標2 技師養成校の統合数 指標3 受講者数の少ない科目の割合（学士・修士）	1-3
4	高等教育を生涯教育の有効な手段とする 指標1 全学位取得者のうち生涯教育によって学位取得する者の比率 指標2 大学及び国立工芸学院(CNAM) ¹¹ における修得経験認定(VAE) ¹²	1-3

5	<u>教育活動の国際的魅力度向上と欧州・世界の制度への統合</u> 指標1 学生の流動性計測（OECD の意味において） 指標2 修士課程及び博士課程における外国人学生（バカロレア取得者を除く）の比率 指標3 学士課程及び修士課程におけるフランス人学生と比較した外国人学生の合格比率 指標4 修士課程及び博士課程における複合学位の数	1-3
6	<u>教育研究のための資料的資源の利用最適化</u> 指標1 図書館における座席の利用可能性計測 指標2 閲覧，貸与，ダウンロードに供される資料の数	5
7	<u>高い国際的水準の科学的知識生産</u> 指標1 事業実施機関による学術的生産 指標2 事業実施機関の学術的認証度	6-12
8	<u>大学研究の活動力と反応性の向上</u> 指標1 科学に関する現代的学術需要に対する事業実施機関の反応性	6-12
9	<u>研究成果の活用・移転による国家経済の競争力改善への貢献</u> 指標1 研究成果活用政策の効果 指標2 研究成果活用政策の効率 指標3 企業との連携の密度	6-12
10	<u>研究の国際的魅力度向上への貢献</u> 指標1 事業実施機関の魅力	6-12
11	<u>欧州研究圏建設への参加</u> 指標1 欧州研究開発枠組プログラムによって資金提供される計画への事業実施機関参加度 指標2 欧州研究開発枠組プログラムによって資金提供される計画の事業実施機関主率度 指標3 事業実施機関の論文に占める欧州連合国との共同出版物の比率	6-12
12	<u>事業実施機関の不動産の管理及びその開発の最適化</u> 指標1 部屋の利用度 指標2 建造物の状態が適性と認められる比率	14
13	<u>大学によるサービス提供の改善</u> 指標1 サービス提供によって得られる自己資金額 指標2 運営費に占める自己資金の比率	-

出典：MEN（2005）

※但し，関係活動事項については DES（2005：25）に基づいた。

PAP に盛り込まれる目標内容及び指標は具体的でなければならない。例えば，目標番号 1「高い能力と資質に対する需要への対応」では，教育を通じて獲得する知識・能力の質が保証されていること，職業専門化（企業研修の拡大，経済界との連携の発展），職業教育の全国への普及，教育と職業との適切な関係についての評価開発，学生への情報提供と進路指導の改善が求められている。そして，その指標 1「世代における高等教育学位取得者の比率」では，現在の数値とともに予測・目標値が盛り込まれ，例えば 2006 年の予測は 43%，2010 年の目標値は 50% に設定されている（表 5）。

表 5 2006 年年次成果計画(PAP)指標「世代における高等教育学位取得者の比率」¹³

2003	2004		2005	2006	2010
実数	実数	予測	予測	予測	目標値
38.2 %				43 %	50 %

出典：MEN（2005b：18）

II 大学における予算組織法(LOLF)の適用と契約政策

1. 大学の自律性拡大と評価制度の充実

(1) 国と大学との関係の変化～対話の重視へ

LOLF では、大学は事業実施機関(opérateur)と位置付けられ、国民教育省が策定し国会の承認を受けた目標に基づいて、戦略や計画を立案し、法令や契約で定められた事業を実施する。事業実施機関は原則として法人格を有する公的機関(établissement)であり、自律性を持ちつつ事業を実施する。大学の自律性を前提とした国との関係は 1968 年の高等教育基本法（フォール法）以来のものであり、1990 年代に普及した契約政策によって大学の自律性は明瞭となったと言われる（Musselin, 2001）。そして、2006 年に制定された研究計画法とともに、LOLF 導入によって大学の自律性は一層拡大することが見込まれている。

契約政策で国と事業実施機関（大学）との関係の中心に位置付くのは、契約締結に先立って行われる国と大学との間の対話である（図 2）（DES, 2005：26）。契約は、各大学の目標や達成すべき成果を定める国・大学間の合意文書であり、対話は合意形成に最も重要な役割を果たすとされる。LOLF による大学の裁量拡大を反映して、国民教育省は契約政策に関する 2006 年

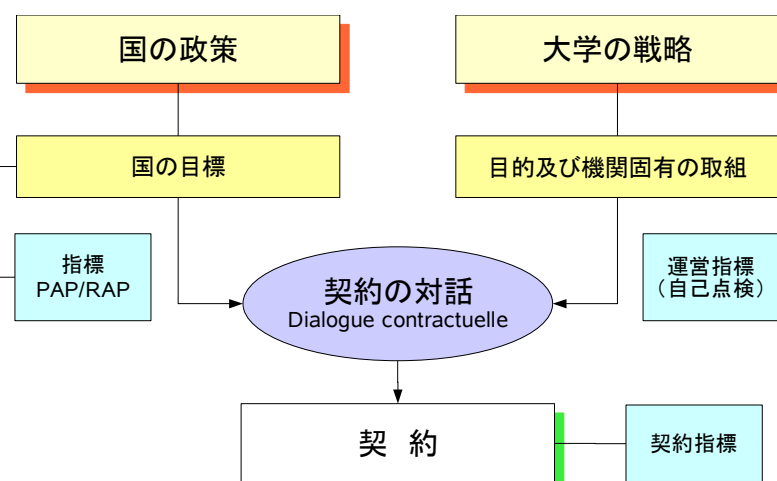


図 2 国と大学間の契約締結の手順

出典：DES（2005：26）の図を元に作成

6 月 6 日付高等教育局長及び研究・革新局長共同通知で、契約締結の手順を見直して国と大学間の新たな対話の形態を築いていく方針を示した。当該方針は 2008 年からの契約政策の手引き（DES, 2006a：10）で示された今後の契約の在り方（下記）の中に見ることができるが、そこでは社会への説明責任、管理運営体制の整備、国と大学間の対話に基づく国の政策実践が強調されている。

1. LOLF の意味における目標契約。すなわち、契約は成果測定の道具であり、また、大学管理

についての毎年の対話を豊かなものとし、機会と制約を明かにしつつ、大学とその発展を社会経済的文脈に置くことを可能にする。

2. 学内統合を推進し、以て大学の効用や影響力の拡大を図ることに学長が用い得る学内運営のための道具。
3. 研究・高等教育に関する国の基本的方針や政策を実践するために国民教育省が用い得る対話と政策運営の真の装置。

（2）大学評価の充実

前述の通り、LOLF の目標の一つは「結果と業績の文化」を普及することである。国民教育省は、LOLF 導入に伴って大学評価を重要政策の一つに位置付け、契約政策の中で重点的にその充実を図る方針を示している（MEN, 2006a : 15）。既に、LOLF が初めて適用される 2006 年からの D 群大学の契約更改に備えて、2004 年 5 月 12 日付高等教育局長通知において、これまでの発展契約(contrat de développement)は LOLF に基づく目標契約(contrat d'objectif)となるとし、同時期に配布された契約作成手引書において、LOLF がもたらす評価と将来予測の原則に従って契約を締結し、当該契約に業績指標並びに経費分析等を盛り込む方針を示した（DES, 2004 : 2）。新しい契約政策では、従来は必ずしも重視されてこなかった前期の契約実績が次期契約策定の基礎となり、図 2 にあるような国の定める指標、契約に盛り込まれる指標、自己評価の指標の三つの指標が重層的に評価に適用される（前掲通知）。

評価において最も重視される手順は、大学が自ら取り組む自己評価である。自己評価は、年次成果計画(PAP)の目標 2・指標 1「自己評価又は質保証の仕組みを有している機関の比率」で対象とされ（表 4）、また、契約の基礎となる全学計画策定に際しても、自己評価の手順等を示した全国大学評価委員会(CNE)の「規準書(Livre des références)」¹⁴や ENQA の「欧州高等教育圏における質保証のための規準及び指針(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area)」（ENQA, 2005）¹⁵等を参照することが求められている（DES, 2006a : 35/69）。ENQA の規準・指針は、高等教育制度や高等教育機関の多様性を尊重する一方で、質保証の第一義的責任を各機関が有することを強調しており、また、契約政策に関する 2005 年 6 月 20 日付国民教育大臣通知文書も自己評価制度整備を求めるなど、フランス内外において自己評価の重要性が重ねて指摘されている。

他方、外部評価に関しては、機関評価を CNE が、行政面での評価を国民教育研究行政監査総局(IGAENR)¹⁶が、会計面での評価を会計監査院がそれぞれ行ってきたが、LMD¹⁷導入に伴って、修士課程プログラム計画や博士学院の活動等を評価する科学技術教育調査室(MSTP)が国民教育省内に設けられ、専門的な観点から審査を行い同省に助言することとされたほか、学士課程教育及び修士課程教育の評価委員会が設けられて教育実施状況についても評価が行われることとなった¹⁸。更に、2006 年の研究計画法によって CNE や MSTP、研究評価委員会の機能を統合した研究・高等教育評価機関(AERES)が設置されることが決められ、大学の教育研究はこれまで以上に評価の対象となることが決まっている¹⁹。

(3) 大学における目標と指標の設定

大学は、国の目標並びに自己の戦略や政策に従って活動毎に目標を設定し、契約の基礎となる戦略計画に盛り込まなければならない（DES, 2006a : 13-14）。当該目標には、国（事業区分責任者）と同様に、社会経済的効果、業務の質、管理効率の三つの観点から指標が設定される。各大学の判断によって、大学が置かれた環境に由来する指標や有する資源に関する指標を加えることができる。また、契約に盛り込まれなくとも、自己評価や大学運営に必要な独自の指標開発が期待されている。

国が示した指標は、教育、研究、資料、不動産、学生生活、管理運営の領域について計 72（うち 2 指標は三つに分かれる）に亘る（別紙）²⁰。指標は、国の目標に対する貢献度や自己の戦略に照らしての活動の効果・効率等を測る尺度であり、類似する大学との比較も可能とする。また、2008 年からの契約では、前期の契約時点（2002 年又は 2002-2003 年度）の数値、現在の契約時（2005 年又は 2005-2006 年度）の数値、準備が進められている契約時点（2011 年又は 2011-2012 年度）の目標数値の三つが求められ、時系列での指標の変化が容易に分かるように図られている。

契約上の指標は国民教育省と大学間の対話の公式の記録であり、大学は契約申請時に原則として全指標を提出しなければならない。更に、2007-2010 年の契約からは、従前の戦略計画に加えて、LOLF で定められた様式(fiche « objectifs opérationnels »)に、各機関の事業目標毎に関連活動項目、事業内容、指標等を盛り込むこととされた（表 6）。これによって、国の目標や各大学の事業目標に照らしつつ、指標に基づいた達成度評価が容易に行われるよう図られている。

表 6 四年契約の「事業目標」様式

事業目標名
LOLF に基づく関連活動項目
事業目標が対象とする大学戦略基軸
目標の記述
● 予定活動
● 予定活動の実施日程
● 業績指標の説明
● 数値化された期待される成果
技術的補足説明（必要な場合）

出典：DES（2006b : 5）

2. 予算組織法(LOLF)の導入試行

(1) 異なる大学間の対応能力

LOLF の導入試行は、2004 年の国民教育省の呼びかけに応じたレンヌ第一大学、グルノーブル国立理工科大学、同省から依頼を受けたエクス＝マルセイユ第三大学、オルレアン大学の 4 機関において 2005 年に行われた。試行の主対象領域として、成果の記録、会計の精度、管理予算、人的資源管理、情報システムの 5 領域が国民教育省によって選択された。また、各機関内に LOLF 担当副学長等を長として実行組織が設置され、4 大学全てにおいて意欲的に取り組まれたとされる（IGAENR, 2006 : 3/8）。

LOLF は、目標策定、戦略立案、費用算出、資源配分、指標設定等について、精緻でしかも整合性ある一連の作業を大学に求める。これらは、従前から実施されている契約政策で求められていた手順と大枠では同じである。しかし、同政策の評価制度が十分に整備されていなかった状況の下で、大学評価や契約政策に積極的に対応してきた大学とそうでない大学の間で管理運営能力に相当な差

が生じており、その差は LOLF への対応能力の差として明瞭に現れた。

エクス＝マルセイユ第三大学は、2002 年まで人事に関して「無管理(non gestion)」であったと言われ、人事にかかる当該事務の殆どは手作業で行われるといった状態であった（IGAENR, 2006 : 44）。同大学では、LOLF 導入試行を契機として、人件費算出システムを整備して本部で人件費の一括管理を図るとともに、会計管理の責任者を民間から採用するなどして体制整備に努めた。LOLF 導入試行対象の 2005 年予算では、不十分ながらも予算執行の全体的状況が把握され、合理化が試みられた。しかしながら、そうした努力にも拘らず自由に使用できる予算を捻出することはできず、合理化が LOLF 導入のみによっては容易にはなされ得ないことを示す結果となった。

LOLF 導入試行に自発的に参加したレンヌ第一大学は、これまでの契約政策の中で管理運営制度や評価指標の整備が進められてきた大学である。同大学では、LOLF 導入試行の時点において必要な制度整備の相当部分が済んでいた。例えば、求められた指標は就職率を除く全てを提出できる状態にあり、更に将来の契約締結や LOLF によって国との契約の性格が変わることを見据えて全学運営のための独自指標についても検討していた（IGAENR, 2006 : 55）。同大学における LOLF 導入試行は比較的順調に行われ、その結果人的資源管理を始めとする LOLF に起因する諸課題を浮き彫りにすることが可能となった。

（2）LOLF 適用の課題～IGAENR 報告書に基づいて

国民教育研究行政監査総局(IGAENR)は 4 大学における LOLF 施行状況を調査し、2006 年 1 月に報告書（IGAENR, 2006）を取りまとめ、勧告（表 7）を行った。以下、同報告書に指摘された主な課題や勧告の内容を紹介する（以下頁数は当該報告書の頁数）。

LOLF 導入に当たって最も困難であったのは人的資源管理である（11 頁）。人件費を含む全経費を活動毎に算出するには、各教職員の勤務時間がどのように使われているかを明らかにしなければならない。原則として公的機関の職員は一つの業務に従事するとされるが（CPU, 2005 : 57）、大学教員に関しては当該原則が全く当てはまらず、勤務時間の適切な分配が課題となった（勧告 3b）。例えば、オルレアン大学では、国の基準に従って研究教員の勤務時間の 50% は研究、残る 50% は教育に従事するとして算出を試みたが、LMD 毎の時間配分は必ずしも明瞭ではなく、また、実際の教員の配置と活動の場所が異なったり、管理運営に従事する時間が算入されないといった数多くの課題に直面した（53 頁）。

当該課題は人的資源の配置、例えば教員は定員を定めて部局に配分するか、或いは実際の活動に応じて配分するかに関係する問題である。教員配置について IGAENR は後者を推奨するが（勧告 3a）、大学内の教員には、研究振興機関によって雇用される者、国によって雇用される者、大学によって雇用される者など様々な身分があり、配置問題の解決は容易ではない（19 頁）。また、この問題は求められている合理化とも深く関係するほか、後に述べるように学内管理運営にも影響を及ぼす問題である。現行制度では人事に関する大学の裁量が狭く、大学で可能な合理化は限られるであろうことを IGAENR は示唆するものの、国による人事管理は財政上の逸脱行為を避ける安全策として当面は必要であると判断している（23 頁）。

その他の管理運営上の重要課題として、大学の戦略立案が国の目標と学内の部局の戦略との狭間において困難になること、大学が保有するデータが将来戦略や目標策定に十分に活用されていないといった契約政策当時からの課題が指摘され、また、技術的課題として、情報システムの整備と会計の改善、それらに伴う専門職員の確保（特に統計と経理の専門家）や全国情報システムとのデータ形式統一、予算執行に関しての責任センターの活用、人事管理と財務管理の連動等も指摘されている（15-19 頁、勧告 4~5）。更に、事業実施者としての大学の地位の明確化（勧告 1a）や施設設備等の大学移管（勧告 6）など、大学の自律性拡大を促す具体的勧告が行われている。

表 7 LOLF 導入試行に関する IGAENR 調査に基づく勧告

<p>1. <u>事業実施機関(opérateur)の概念に関する勧告</u></p> <p>a. 大学区本部の地位である事業単位(unité opérationnelle)としての地位と比較して、事業実施者としての大学の地位を明確にすること。</p> <p>b. 1994 年 1 月 14 日付政令第 94-34 号²⁾を見直すこと。</p> <p>2. <u>事業区分 150 (高等教育及び大学研究) の構造に関する勧告</u></p> <p>a. 活動事項 16 (大学への包括的予算配分) を削除し、他の活動事項へ予算を振り分けること。</p> <p>3. <u>管理費と経費算出に関する勧告</u></p> <p>a. 人件費配分の適切な方法を策定し、予め定められた定員配分に基づくのではなく、現状に応じた人件費配分方式に次第に移行すること。</p> <p>b. 職員が複数の活動に従事することにかかる技術的問題を解決すること。</p> <p>c. 契約の準備に際して、全ての資源が極力実際の執行先に配分されるような管理予算となっているかを確認すること。</p> <p>d. 主要な教育プログラムの全経費の算出が可能であり、これらに関する指標が提示できるかどうかを確認すること。</p> <p>4. <u>会計管理に関する勧告</u></p> <p>a. 各大学が内部会計管理制度を有し、完全に信頼の置ける財務文書を提出できる能力を有すること。</p> <p>b. 新しい契約準備の枠組において、国民教育省と大学間で会計管理に関する検討の場を設けること。その際には、国による会計管理業務の一部を州段階で行うことを検討すること。</p> <p>5. <u>情報システムに関する勧告</u></p> <p>a. 各大学の情報システムを相互に互換性のあるものにする。</p> <p>b. 予算会計、会計一般、会計分析を保証するための適正な管理システムを各大学に整備すること。</p> <p>6. <u>不動産に関する勧告</u></p> <p>a. 各大学の不動産の現状を最終的に明らかにするため、施設設備の大学移管のための日程を州毎に策定すること。</p> <p>b. 国有資産の大学移管のための手続や手法を定めること。</p>
--

出典：IGAENR（2006：26-28）

III 考察

1. 初期段階の LOLF 施行～効果は未知数

2006 年 1 月から LOLF は全面適用され、同年更新の D 群大学の契約は、LOLF に基づいて締結された最初の契約として効力を発揮し始めた。また、翌年に契約更改を迎える次の A 群大学について

も全学計画が既に出揃って契約交渉が進められており、LOLFに基づく予算は実践の段階に入っている。そして 2006 年末に向けて、各大学では定められた目標や指標に基づく業績評価が行われ、LOLFによる初めての報告書を作成する時期を迎えることとなる。

しかしながら、大学側の LOLF に対する準備は総じて不十分であり、また、そもそも LOLF は適用の在り方の相当部分を大学に委ねていることから、その原則が徹底されるには暫く時間を要するものと見込まれている（CFEGP, 2006 : 23, CPU, 2005 : 53）。例えば自発的に LOLF 導入試行に参加したグルノーブル理工科大学は、LOLF を世界的水準の理工系大学に発展させる手段と位置付けて戦略的にその導入を図ったが、LOLF の本格的運用は 2006 年の業績を踏まえて編成される 2008 年予算からと見込んでいる（IGAENR, 2006 : 47）。他の多くの大学で LOLF が全面的に機能するのはそれよりもずっと先のことであろう。また、当該 LOLF 導入試行の実施要領(protocole cadre)が確定したのは 2005 年 10 月 11 日であって（IGAENR, 2006 : 5）、試行の成果分析も断片的に留まり、教育研究への効果についてはほとんど明かになっていない。

他方、日本における国立大学法人化への反発程ではないにしても、LOLF に対する疑問や否定的意見も聞かれる。例えば、オルレアン大学では、LOLF 諸原則の実現可能性や教育研究への効果に対する否定的見解が提示され（IGAENR, 2006 : 53）、またレンヌ第一大学からは、LOLF によってもたらされるのは自律性や裁量の拡大ではなく、むしろ制約や責任強化であるといった見解が寄せられている（同 : 57）。

2. 予算組織法(LOLF)がフランスの大学にもたらす変化

上に述べたように LOLF の効果は未知数であるが、これまでに得られた知見に基づいて、他の改革の動向も踏まえつつ、限られた範囲ではあるものの LOLF によって直接・間接にフランスの大学にもたらされるであろう変化について予測してみたい。

(1) 執行部の権限拡大と管理運営体制の整備

LOLF に基づく予算においては、学内の活動毎に費やされる全資源（人的・財的・不動産等）を算出し、当該資源を適正に管理して有効活用を図ることが期待されている。資源配分は活動単位で行われ、実際に必要とされる資源が活動の責任者の元に配分される。これまでのような部局単位の資源配分は少なくなり、大学によっては学内資源配分はより競争的になることも予想される。その結果、これまで分権的になされてきた大学の管理運営において、予算配分を通して次第に学長を中心とする執行部の権限が拡大することは避けられない。

執行部権限が拡大すれば、管理運営体制の整備は重要課題となる。大学運営に専門性が必要とされ、職員開発や外部からの専門家登用が進められることであろう。学長に関しては任期長期化が従前から課題であるが（現在は 1 期 5 年間のみ）、その必要性が一層現実的になるものと思われる。また、LOLF 導入試行の過程やその準備段階において、幾つかの大学で統計処理や会計管理、人的資源管理の領域を中心として専門家の採用や育成が進められており、専門家登用が拡大する傾向が既に認められる。

職員開発については、大学運営の高度化に備えた養成活動が国民教育省や大学・高等教育機関相互支援機構(AMUE)²²によって実施され、それと同時に人材資源開発に基づく人事制度も整備されている（大場, 2006c）。職員開発は大学運営改革の成否を握る重要な要素の一つであり、例えば 1980 年代後半から進められた英国の大学運営改革は職員開発(staff development)抜きには実現不可能であったろうと言われる（Partington and Stainton, 2003 : 10）。職員開発の重要性はフランスの大学においても同様であると思われ、今後その体系的充実が課題となろう。

また、1968 年の高等教育法（フォール法）以来根本的に変化していない管理運営評議会等に依拠する全構成員参加型（少数の外部者を含む）の大学運営は見直さざるを得ないであろう。これらの組織は、大学行政の高度化、選挙で選ばれる代表者の利害対立、学内構成員の無関心（特に学生）等の理由から多くの大学で機能不全に陥っており、計画を立案し戦略的な運営が必要とされる契約政策・LOLF 下の大学運営には必ずしも適さないからである。CPU 第一副議長²³である Y. バレは、「1968 年のフォール法、1984 年のサバリ法以来、大学の運営手法は発展していない。…管理運営評議会に決められた戦略は各学問領域や各組合を代表する圧力団体の決定の総体でしかないことがしばしばである」と述べ、更に「評議会は社会に対して開き、半数は企業代表者を始めとする学外者にしなければならない」と提言している²⁴。

（2）横断的な教育研究組織の発達と UFR＝学問領域の衰退

教育研究組織については、LOLF とほぼ同時期に導入が進められてきた LMD が大きな影響を与えている。LMD は学際的教育の提供を重視しており、多くの大学で従来の教育研究の基本組織である教育研究単位(UFR)を超えた横断的な教育組織が構築されてきている²⁵。また、博士教育の実施体制である博士学院(école doctorale)や生命科学研究における連携組織である連合研究機構(institut fédératif de recherche : IFR)の整備が従前から進められており、外部の教育研究組織との連携を含んで様々な教育研究組織が重層的に学内に存在するようになってきた。

その結果 UFR は教育研究の中核的機能を失いつつあり、そのことは、既に契約政策において低下していた学問領域（ディシプリン）²⁶の地位を一層下げる方向で作用している。UFR は法律（教育法典 L. 713-1 条）で位置付けられた組織であり、その設置は省令で決定され、長の選出や評議会等の構成、委員選出法も法令で決められている（同 L. 713-3 条）。UFR は日本の学部と比較しても堅固な法的基盤の上に構築されているものの、法改正を待たずして大学組織が大きく変化している様子が窺える。

とは言え、今日でも学内政治・行政が UFR を基盤として行われている大学は少なくない。この点は、先に紹介した「管理運営評議会に決められた戦略は各学問領域や各組合を代表する圧力団体の決定の総体でしかない」とする昨今のバレの発言にも窺える。しかし、かかる状況は LOLF を通じた資源配分の見直しによって大きく変わる可能性があることは前述の通りである。

UFR 衰退の結果、主として職業教育の充実を図ることはできても、学術的研究への影響は避け難いものと思われる。日本や米国を含む諸外国では、一部の研究大学が重点的に資源配分を受けて高い水準の学術的研究を維持することが期待されているが、フランスにおいては大学ではなく CNRS

等の研究振興機関にその機能が委ねられ、大学がそれを先導することは期待されてこなかった。しかし、近年、大学を中心として学術研究を行う方向で改革が進められており²⁷、研究面においても大学の重点化が図られる可能性は否定できない。LOLF はその重要手段となり得るであろう。

（3）人事制度の改革

LOLF は資源配分制度について大きな変革をもたらす改革であるが、人事制度には殆ど手を加えていない。日本の国立大学法人化においては職員の非公務員化を通じて同制度が大きく変わったこととは対照的である。それにも拘らず、前述の通り、技術的には LOLF 導入試行に際して人的資源管理を始めとする人事は最も難しい領域であったとされる。

フランスの大学では、人事、特に教員外職員の人事は国が一括して職団毎に管理を行っており、大学から裁量拡大が強く求められてきた。LOLF 導入試行に際しても、職団毎に定められている職員定員の転用、空いている定員にかかる職員給与の流用等が大学から望まれている（IGAENR, 2006 : 56）。LOLF が求める合理化は、人件費を含む人事制度を抜きにしては根本的に行うことは困難であり、それは人的資源が最も重要な資源である大学では尚更である。今後、人事に関する自律性拡大の要求は一層強くなり、非公務員化を含めて、人事制度の見直しは避けられないものと思われる。

（4）評価制度の整備と未知数の裁量拡大

評価制度は LOLF 導入に際しての最も重要な要素の一つであり、その質が LOLF の将来を左右すると言っても過言ではない。各事業の業績評価は具体的な指標を以て行われ、国会や国民に対して分かり易い形で報告される。こうした評価を通じて大学の教育研究改善が期待されているが、その点については前述の通り未知数である。

半面、指標は数値化され、学内では部局間の評価が横断的に行うことが可能となり、また、大学間の評価も容易に行われるようになる。その結果、所謂数値が一人歩きするような弊害も予想され、例えば、当該指標に基づいて大学間のランキングが作られ、また、学内においては当該指標によって高い評価を受ける部局と逆に低い評価を受ける部局を際立たせ、低い評価を受ける部局の予算・定員削減に結び付くことは十分に予想されることである。しかしながら、指標には学生の就職状況や企業との連携等社会経済への貢献度合いを基準にしているものが少なくなく、資源配分の運用次第によっては、市場理論によって低い評価を受ける部局の学問領域が衰退することにも結び付かないとは限らない。

他方、LOLF がもたらすとされる予算執行に関する裁量や自律性の拡大は未知数である。予算執行に関しての流用性は事業区分毎に認められているものの、大学予算の責任者は国民教育省高等教育局長であり、大学は委任を受けた範囲内で裁量を有しているにしか過ぎない。実際、LOLF 導入試行期間中レンヌ第一大学は人件費を他の経費に流用することを国民教育省と協議したものの認められていない（CFEGP, 2006 : 23）。大学からは裁量の拡大よりも評価等に起因する拘束の方が大きいという危惧の声も聞かれる。

国は大学の自治拡大の必要性を認識しつつも、公的資金の管理責任に基づく統制は行わざるを得

ず、LOLF 導入に伴って大学自治と国の説明責任の対峙といった問題が先鋭化している様子が窺える。両者の均衡を図ることは、日本の国立大学と文部科学省との関係を見ても分かるように容易ではなく、諸外国では英国の財政審議会のような緩衝機関を設けるといった対応策が見受けられる。両者の対立は評価制度において顕著に現れることが多く、評価制度の精緻化を図るとともに、国と大学間の対話を通して両者間の信頼関係を醸成していくことが一層重要となろう。

（5）近隣の大学間連携の拡大、そして統合へ？

大学間連携については、1968 年のフォール法第 4 条第 3 項で大学間協定に基づいて協力し得る旨規定され、当該規定は 1984 年のサバリ法で法人設立（第 45 条）も含めて対象範囲が拡大されている。2003 年には廃案になったものの高等教育機関自治法案（後の大学改革法案、通称フェリ法案）で法人格を有する大学協力機関(établissement public de coopération universitaire : EPCU)が提案され、より踏み込んだ連携の在り方が提言された。また、2006 年の研究計画法で研究・高等教育拠点(pôle de recherche et d'enseignement supérieur : PRES)が制度化され、地理的に隣接する高等教育・研究関連機関が大学を中心として主に研究領域において連携することが期待されている²⁸。

このように機関間の地域連携は重ねて促されてきたが、資源の有効活用を求める LOLF はこうした連携を一層促進するであろう。想定される連携の形態は様々であるが、前述 PRES では、例として研究成果活用や国際交流にかかる支援機能の連携、留学生に対する仏語教育や学生の就職支援活動のための組織共有化、博士学院に関する協力、提供される教育の総合案内等が例として挙げられている（MEN, 2006b）。4 大学が同じキャンパスに位置するボルドー地区を始めとして既に複数の PRES が立ち上がっており、他の研究機関等を交えて今後の地域連携の中心的枠組となっていくものと見込まれる。

他方、その動きが大学間の統合に繋がるかは今のところ不透明である。PRES に関する国民教育省の発表（MEN, 2006b）においても、PRES はその構成機関の地位に影響を与えないと断っており、また、グラール高等教育・研究担当大臣は先述ボルドーの PRES を先駆的優良実践例と評する一方で、4 大学が統合の道を選ばなかったことは適切な選択であると述べている（Glykos, 2005）。こうした国民教育省の見解は、フェリ法案で提言された大学協力機関(EPCU)が学生等から強い反発を受けて同法案が廃案になったことが少なからず影響を与えているものと推測される。

しかしながら、大学自治を実効あるものとし、教育研究を多様・高度化して国際的に通用する大学を構築するには一層の大学間連携が不可欠であり、統合による規模拡大も一つの手段である。CPU 第一副議長のバレは、国会下院の LOLF に基づく予算審議にかかる委員会聴聞で、近接する大学群は地域における唯一の連合的組織(structure fédérative unique)に移行すべきとの見解を示し、また、同下院委員会は PRES に基づく連携を推進し、場合によっては隣接大学が統合することも視野に入れるべきことを提言している（CFEGP, 2006 : 80）。LOLF や PRES によって大学間の統合が急速に進むとは考え難いが、今後の学術発展の推移や予算配分の在り方等によっては大学統合が進む可能性は否定できないものと思われる。

IV 結語～日本の国立大学法人制度との比較の視点

LOLFに基づく予算制度は、日本の国立大学法人の予算制度と比較して共通点が少なくない。例えば、予算は設定された目標や計画に応じて包括的に配分されて費目間の流用が認められ、業績にかかる事後評価が行われるといった手法は同様であり、また、日本の中期目標・計画の構造は、今後 LOLF の下で実施される四年契約と類似する。本稿では両制度間の比較を行うだけの紙幅が残されていないが、管理運営の在り方、指標設定を含む評価制度整備、予算や人事に関する裁量の範囲、職員開発と専門家登用、大学組織改編等において、相互に参照すべき制度や実践例は少なくない。

現段階では LOLF も国立大学法人制度も導入されて間もなく、鍵を握る評価制度が全面的に機能するのは先のことである。しかし、LOLF に基づく 2006 年予算では活動の目標とともに具体的な指標も設定され来年には評価が下され、また、日本の国立大学についても国立大学法人評価委員会が既に平成 16 年度と同 17 年度の業務実績評価を行った。これらの評価の比較分析から有益な知見が得られるものと思われる。

最後に、改革が進められる両国の大学の将来、就中その主たる任務である教育研究の改善についてであるが、LOLF 及び国立大学法人化ともに管理運営にかかる改革であって、直接に教育研究の在り方を規定する訳ではない。むしろ、LOLF が教育研究の改善に対して寄与することについて否定的な見解も見受けられ、また、日本の国立大学法人化に際しても教育研究に制約を加えるものであるといった批判²⁹が絶えなかった。こうした批判は制度に対する警鐘として受け止めつつ、今後とも国・大学が一体となって適切な制度や組織の整備を進めるとともに優良実践を積み重ねその普及を図る必要があることは言うまでもない。中でも国と大学間の対話の充実と評価制度の整備は特に重要であると思われる。

半面、制度や組織を動かすのは第一義的には大学の構成員であり、教育研究の改善はその構成員に依存すると言っても過言ではない。大学において、今後 LOLF が十分に機能するためには、LOLF の諸原則が構成員によって理解され、評価文化が学内に浸透した上で、当該諸原則が実践されるようになることが不可欠である。その意味において教職員開発は大学運営改革の成否を握る鍵の一つであることは改めて認識すべきであろう。

そして、その構成員は真の大学自治を担うべき者とならなければならない。大学自治は大学が社会から付託されたものであって、大学は常に社会に対してどのように貢献するかを考えなければならない。フランスと日本の両国において、大学は国の直接の統制を離れ次第に自律した存在へ向かっている。大学自治は、多様な社会的需要に大学が応え、学術上の卓越性を確保することに不可欠（CPU, 2001 : 62）とされる一方で、フランスでは伝統的に評価と一体と考えられ³⁰、日本でも近年評価制度が漸く整備されてきた。両国の新しい制度の将来には不透明な部分が多分にあるが、自律性が拡大し評価が充実する中で、関係者の英知によって大学はこれまで以上に社会に貢献していくことが期待される。

【注】

- 1 本節の記述は、特に断りのない限り予算組織法本文、MINEFI et al. (2004)、DES (2005) の LOLF に関する解説 (195 ~ 205 頁)、財務省が予算組織法普及のために設置したホームページ (<http://www.performance-publique.gouv.fr/>, 平成 18 年 9 月参照) に基づいて記述した。
- 2 組織法は、憲法に基づいて公権力の編成について規定するもので、通常の法律の上位に位置する。フランスでは国家予算は法律として国会で審議・可決を要するが、当該予算法の基本原則を定めるのが LOLF である。
- 3 費目(titre)間の流用が可能である。但し人件費に関しては制限があり、人件費の他経費への流用はできるが、その逆は認められていない(fongibilité asymétrique)。
- 4 業務領域や職階等に基づく職員の集団。この単位で、採用・昇進基準や給与等が定められる。
- 5 辞書(Le Petit Robert)は、"efficience"を"efficacité, capacité de rendement" (効率、生産能力) と訳している。
- 6 フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上「国民教育省」と記す。直近では、2004 年 3 月の内閣改造で、「青少年・国民教育・研究省」から「国民教育・高等教育・研究省」に変更された。
- 7 大学外の国民教育省所管の国立高等教育機関を含む (以下同)。
- 8 本事業区分の名称中「高等教育」は"formations supérieures"の訳で、歳出項目の名称にある「高等教育(enseignement supérieur)」とは原語では異なっている。前者は多様な教育プログラムの集合体的な意味を包含しているのに対して、後者は総称的に高等教育を意味する。
- 9 「学生生活」は国立学生支援センター(CNOUS)の所管で、大学自体はその執行には直接従事しない。しかし、奨学金、学生宿舎、大学食堂等、大学運営と一体的に遂行される業務が当該事業区分に含まれている。
- 10 STS は高等学校に附設される上級技術教育課程。IUT は大学内の短期技術教育プログラム。いずれも教育期間は原則 2 年であり、入学に際して選抜が行われる。本来は中級の職業資格取得を目的として主として技術バカロレア保持者を対象として設けられたものであるが、近年飽和状態にある大学一般教育課程(DEUG)を避けた普通バカロレア保持者によってその定員の多くが占められている。
- 11 1794 年に設立された国立の高等教育機関。万人を対象として産業技術に適用される理科系教育を行うことを目的としてきたが、今日、労働社会学や経済学、経営学等に基づく教育も加えて、継続教育を中心に全国に設置された施設や遠隔教育で提供している。
- 12 申請者の社会における活動経験を大学が評価し、相応すると判断される学位認定や単位認定を行ったり、上級の教育課程への就学を認める制度。関連制度に職業知識認定(VAP)がある。
- 13 空欄があるが、出典参照時には記入されていなかったものである。
- 14 CNE が国民教育研究行政監査総局(IGAENR)とともに欧州の質保証制度整備に歩調を合わせて 2003 年 11 月に作成した大学内の質保証制度整備を支援するための手引書 (CNE, 2003)。詳細は大場 (2006a) 参照。

- 15 ENQA 規準・指針書は、2006 年 1 月 CNE によって仏訳が刊行された（CNE, 2006）。
- 16 1965 年に設置された教育担当大臣及び研究担当大臣直属の組織で、教育研究行政機関の点検、調査、情報収集、評価、助言を行う。活動結果は報告書にまとめられ、両担当大臣に提出される。
- 17 欧州高等教育圏に基づく学士、修士、博士の大学教育課程。
- 18 同種の評価委員会は、1999 年に創設された職業学士について既に存在していた（職業学士に関する 1999 年 11 月 17 日付国民教育省令第 15 条）。
- 19 AERES の評価対象は、大学等の機関及びその人事評価制度、研究単位、教育プログラム及び免状である。直接に教員評価には関与しないものの、教員を対象に含む人事評価制度の評価を明示的に行うこととしたのは大きな変化である。
- 20 これら以外に技師養成校及び大学附設教員養成センター(IUFM)の指標が別途設けられている。
- 21 大学の予算執行等について規定した政令。
- 22 1992 年に設立された大学間協力組織(GIGUE)を前身とする大学長会議(CPU)傘下の組織。
- 23 議長は国民教育大臣であり、第一副議長が会議を代表する大学関係者である。
- 24 2006 年 9 月 30 日付ル・モンド紙。
- 25 例えば、ボルドー第一大学では学士教育部(département licence)を設けて、学士教育のための全学的な体制を整備している。
- 26 「学部の理論」と「全学の理論」の争い。大場（2006b）参照。
- 27 例えば、後述の研究・高等教育拠点(PRES)は、大学を中心とする主として研究のための地域協力の枠組である。
- 28 PRES は設置機関間の協定に基づいて設立される。設置形態（法人格の保持・不保持を含む）や活動内容は協定で自由に決定できるが、大学を設置機関の中に含まなければならない。
- 29 例えば、国立大学法人制度を強く批判してきた田中弘允鹿児島大学長（当時）は、「大学の本来の任務である教育、研究については、逆に自主・自律が失われている」と述べている（田中、2003 : 2）。
- 30 「フランスの大学評価は、...1984 年法に至って「自治を保障するシステムとしての評価」, 「自治と評価は一体である」等の考え...の下、導入されたものである。」（石村, 2005 : 190）。

【参考文献】

- 石村雅雄(2005)「フランスの大学」有本章・山野井敦徳・羽田貴史編『高等教育概論』ミネルヴァ, 184-193.
- 大場淳(2006a)「ボローニャ・プロセスにおける質保証の枠組構築とフランスの対応—評価の規準(standards/références)を中心に—」日本高等教育学会第 9 回大会自由研究発表資料
- 大場淳(2006b)「フランスの契約政策と全国大学評価委員会(CNE)—日本の国立大学法人化と大学評価との比較—」日仏教育学会年報第 12 号, 18-36.
- 大場淳(2006c)「フランス編」大場淳編『諸外国の大学職員《フランス・ドイツ・中国・韓国編》』

- 高等教育研究叢書 87, 広島大学高等教育研究開発センター, 3-68.
- 田中弘允(2003)「国立大学法人制度の本質的問題点」大学と教育 No.35 (平成 15 年 5 月号), 2-3.
- AMUE = Agence de mutualisation des universités et des établissements d'enseignement supérieur (2005) *LOLF - Les essentiels*. Auteur, Paris.
- CFEGP = Commission des finances, de l'économie générale et du plan (2006) *Rapport d'information en conclusion des travaux de la Mission d'évaluation et de contrôle (MEC) sur la gouvernance des universités dans le contexte de la LOLF*. Assemblée nationale, Paris.
- CNE = Comité national d'Évaluation (2003) *Livre des références : les références de l'assurance de la qualité dans les établissements d'enseignement supérieur*. Auteur, Paris.
- CNE = Comité national d'Évaluation (2006) *Références et lignes directrices pour le management de la qualité dans l'espace européen de l'enseignement supérieur - Traduction proposée par le Comité national d'évaluation*. Auteur, Paris.
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2001) *Les actes du colloque annuel : Autonomie des universités - Lille les 22-23 mars*. Auteur, Paris.
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2005) *Actes du séminaire de la CPU sur le financement des établissements d'enseignement supérieur et la mise en oeuvre de la LOLF 8-9 juin 2005*. Auteur, Paris.
- DES = Direction de l'Enseignement supérieur (2004) *Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la Recherche - Vague D 2006-2009 Orientations et mode d'emploi*. MEN, Paris.
- DES = Direction de l'Enseignement supérieur (2005) *Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la Recherche - Vague A 2007-2010 Orientations et mode d'emploi*. MEN, Paris.
- DES = Direction générale de l'Enseignement supérieur (2006a) *Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la Recherche - Vague B 2008-2011 Mode d'emploi: Volume 1 Orientations stratégiques*. MEN, Paris.
- DES = Direction générale de l'Enseignement supérieur (2006b) *Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la Recherche - Vague B 2008-2011 Mode d'emploi: Volume 2 Annexes*. MEN, Paris.
- ENQA (2005) *Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area*. Author, Helsinki.
- Glykos A. (2005) Le PRES en route : Conférence de François Goulard, Ministre délégué de l'Enseignement supérieur et de la Recherche. *Bordeaux 1 Recherche n°5*, 7.
- IGAENR = Inspection générale de l'Administration de l'Éducation nationale et de la Recherche (2006) *L'expérimentation de la mise en oeuvre de la loi organique du 1^{er} août 2001 relative aux lois de finances dans l'enseignement supérieur*. MEN, Paris.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale (2005a) *PLF2006 Programme n°150 : Formations supérieures et recherche universitaire (projet au 12/07/2005) - Projet annuel de performance : Présentation du programme, des actions, des objectifs et indicateurs*. MINEFI, Paris.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale (2005b) *PLF2006 - extrait du bleu budgétaire de mission : Recher-*

che et enseignement supérieur Programme n°150: Formations supérieures et recherche universitaire. MINEFI, Paris.

MEN = Ministère de l'Éducation nationale (2006a) *Contribution à l'action gouvernementale*. Auteur, Paris.

MEN = Ministère de l'Éducation nationale (2006b) *Mise en place des pôles de recherche et d'enseignement supérieur (PRES)*. Dossier de presse du 22 mai, Paris.

MINEFI = Ministère de l'Économie, de Finances et de l'Industrie et al. (2004) *La démarche de performance: stratégie, objectifs, indicateurs - Guide méthodologique pour l'application de la loi organique relative aux lois de finances du 1^{er} août 2001*. Auteur, Paris.

Musselin C. (2001) *La longue marche des universités françaises*. PUF, Paris.

Partington P. and Stainton C. (2003) *Managing Staff Development*. Open University Press, Buckingham.

【別紙】2008-2011年契約指標一覧

1. 教育

1.1	学問領域毎の学士課程級 ¹ 学生数
1.2	学問領域毎の修士課程級学生数
1.3	学問領域毎の博士課程学生数
2	標準年限で学士を取得した比率
3	学士課程第3学年進級率
4	修士課程最終合格率
5	学士・修士課程におけるフランス人学生と外国人学生の合格率比較
6	博士課程最終合格率
7	学士・修士課程末における少人数コース比率
8	技術・職業バカロレア入学者
9.1	IUT 学生の就職状況
9.2	学士課程学生の就職状況
9.3	修士課程学生の就職状況
10	博士取得3年後の就職状況
11	学士第1学年登録者の出身地
12	修士第1学年登録者の出身校
13	博士課程登録者の出身校
14	修士・博士課程の外国人学生比率
15	遠隔教育の貢献度
16	全学位取得者における生涯教育プログラム履修者の比率
17	VAP/VAE 申請受理数, VAE で授与された ECTS 総数
18	生涯教育からの年間収益額
19	生涯教育における研修者数と研修時間数
20	修士段階における外国大学との共同学位数
21	他大学との共同指導による博士取得数
22	Erasmus による学生流動性
23	学士・修士課程における短期留学により得られた ECTS の比率

2. 研究

24	出版物が学術生産（フランス、欧州、世界）に占める比率
25	出版物の2年後の引用指数
26	優先科学領域における出版物の比率

27	フランス及び欧州の発明に占める発明の比率
28	収入において知的財産収入が占める割合
29	研究費において企業等（公的・私的、国内外）との研究契約が占める比率
30	大学の予算で雇用される研究員、教員・研究員、ポストドク、研究技師に占める外国人の割合
31	欧州研究開発枠組プログラムによる計画への参加比率
32	欧州研究開発枠組プログラムによる計画の主導度
33	出版物に占める欧州国との共同出版物の比率

3. 資料提供

34	資料費総額
35	電子検索が可能な資料の比率
36	SUDOC ² への登録資料の比率
37	遡及入力が必要な目録数

4. 不動産

38	火災安全規則の観点からの施設状況、安全委員会の改善勧告数
39	建造物の状態の区分：実質床面積の A~D 毎の%
40	不動産管理にかかる運営の質満足指標 0~3

5. 学生生活

41	奨学学生の比率
42	三評議会選挙への投票率
43	文化活動に支給される予算
44	体育活動に支給される予算
45	医療サービスを受けた学生の比率
46	保健管理予算
47	身体障害を持つ学生の比率
48	身体障害を持つ学生のための予算

6. 大学運営

49	自己評価制度の認証
50	正規雇用及び非常勤の研究教員の比率
51	4年の契約期間内に65歳に達する教員及び研究教員の CNU ³ 領域毎の比率
52	研修者を含む正規教育職員（協力教員 ⁴ を除く）の学問領域別配分と現状と予測

53	教授及び助教授の内部・外部採用結果
54	研究教員定員の再配分結果と見通し
55	事務技術系職員と図書館職員の配分の現状と見通し
56	60~65の歳教員外職員数
57	非常勤公務員の常勤換算による人数算出
58	事務・技術系職員の研修
59	認定された研究組織の教員及び研究教員に占める研究員の比率
60	研究振興機関 ⁵ の事務・技術職員(ITA)の全事務・技術系職員に占める比率
61	教員による研究振興機関への代表権の獲得
62	研究支援金を受けている博士課程外国人学生の比率
63	外国人教員数（正規、協力、客員）
64	全給与費に占める時間外給与の割合
65	収入額とその内訳
66	LAN 端子及び無線 LAN アクセスポイント数 / 学生が利用可能なコンピュータ室
67	学生に提供されているコンピュータ台数（学生100人当たり）
68	学生一人当たりの週間コンピュータ利用時間
69	教育用コンピュータ台数（学生100人当たり）
70	学生が有するデジタル作業環境(ENT) ⁶ のアカウント数と全学生数
71	月当たりのデジタル作業環境(ENT)利用回数と利用者の内訳
72	利用者の満足度（サービスの質及び接続可能性）

出典：DES（2006a：86-92）

- 1 学士課程級は学士課程以外に並行して開設される教育課程（IUT等）も対象に含む。
- 2 大学図書資料共同検索システム。
- 3 国民教育大臣の諮問機関で、全大学の研究教員の採用や昇進についての答申を行う。研究領域別に部会が置かれている。
- 4 職業上の専門性等を理由に外部から時限付きで採用される教員。
- 5 CNRS等のことである。
- 6 ネットワークを介して、利用者に関係あるデジタル化された一群の資料やサービスを提供する仕組み。

La mise en place de la LOLF dans les universités françaises

– L'élargissement de l'autonomie universitaire et le développement de l'évaluation –

Jun Oba
maître de conférences
RIHE, Université de Hiroshima
oba@hiroshima-u.ac.jp

En janvier 2006, la loi organique relative aux lois de finances du 1^{er} août 2001 (LOLF) est intégralement entrée en vigueur après quatre ans de période d'essai, et a commencé à s'appliquer à toutes les universités et aux autres établissements publics d'enseignement supérieur. La LOLF est censée rendre le budget de l'État plus lisible et efficace, en donnant plus de transparence à la gestion budgétaire et en contrôlant plus strictement les dépenses. Chaque année, l'administration devra rendre compte de son action, qui sera évalué par des indicateurs précis.

En même temps, les crédits sont alloués sous forme d'enveloppe globalisée et leur foncibilité au sein de chaque programme doit conférer une plus grande liberté aux gestionnaires du budget. Pour les universités françaises, la LOLF doit présenter une opportunité au service des politiques d'établissement et leur permettre de mieux réaliser les missions de service public d'enseignement supérieur, dans le cadre d'une plus grande autonomie, en optimisant la gestion des moyens dont elles disposent.

Toutefois, l'autonomie universitaire sous la LOLF est largement conditionnée par l'évaluation. Les dispositifs d'évaluation ont été renforcés et différents indicateurs d'objectif et de performance ont été retenus pour mesurer l'efficacité et l'efficience des activités des opérateurs. En outre, l'analyse du coût des actions demandée aux opérateurs est un processus très complexe à mettre en œuvre et nécessite une refondation des pratiques en matière de distribution des moyens incluant les ressources humaines. Ainsi, selon les résultats des essais d'application de la LOLF réalisés dans quatre universités en 2005, l'effet bénéfique de la LOLF a été d'autant moins évident que la réalité a été parfois perçue comme des contraintes et des responsabilités.

L'élargissement de la marge de liberté concernant la gestion universitaire est une politique également retenue au Japon par la désétatisation des universités nationales en 2004. L'évaluation a été aussi renforcée cette même année par la création d'un comité d'évaluation des universités nationales et par la mise en place d'un système d'accréditation institutionnelle. Les réformes de ces deux pays présentent certaines similarités, comme notamment l'élargissement de l'autonomie universitaire et le développement de l'évaluation. Toutefois, des différences considérables existent entre elles incluant celle relative au statut du personnel – fonctionnaire d'État en France et non-fonctionnaire au Japon.

Ce document a pour objectif de fournir les principaux éléments d'information concernant la mise en place de la LOLF dans les universités françaises et d'analyser ses répercussions sur l'organisation et la gestion de ces dernières. Enfin, il présente quelques éléments de comparaison entre les réformes entreprises dans les deux pays.